

# 北海道支部講師派遣規程

## (目的)

第1条 この規程は支部会務のため出張する支部役員及び支部学術企画に関わる講師等に関する講師派遣について定める。

## (基本事項)

第2条 講師派遣とは、以下のことを指す。

- (1) 地域学術セミナーを開催するために必要な講師及び人員を派遣すること
- (2) 各種団体からの各種講演依頼に対して北海道支部として講師を派遣すること

## (各種団体)

第3条 第2条2項の各種団体は次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人日本放射線技術学会（本部、他支部、専門部会）
- (2) 公益社団法人日本診療放射線技師会
- (3) 地方技師会（北海道及び市町村技師会等）
- (4) 支部理事会で適当であると認められた団体及び研究会等

## (各種講演)

第4条 第2条2項の各種講演は次のとおりとする。

- (1) 講演ライブラリー
- (2) 支部役員会で適当であると認められたセミナー又は研究会等

## (講師及び人員)

第5条 講師及び人員の種類は次のとおりとする。

- (1) 支部役員、専門委員
- (2) 地域学術セミナーの講師
- (3) 講演ライブラリーの講師
- (4) 支部役員会にて適当であると認められた講師

## (その他細目)

第6条 講師派遣に関する費用については、北海道支部旅費規程の通りとする。

ただし、第5条3項の講演ライブラリーの講師の旅費については原則支給しないこととする。

2 主催者側からの謝礼金は受け取らないこと。

- 3 懇親会の費用については個人で支払うこと（主催者側からの招待は受けて良い）.
- 4 支部長代理として挨拶を行う場合もある.

（規程の改廃）

第7条 この規程は支部役員会の決議により改訂することができる.

付則. この規程は平成29年度より適用する.

2020年03月04日 一部改訂